

令和4年5月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時：令和4年5月13日（金）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）
- ② 承認第2号 専決処分の承認について（影野小学校学校運営協議会委員等の委嘱）
- ③ 承認第3号 専決処分の承認について（影野小学校学校運営協議会委員の委嘱）
- ④ 承認第4号 専決処分の承認について（米奥小学校学校運営協議会委員の委嘱）
- ⑤ 議案第1号 四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱の改正について
- ⑥ 議案第2号 四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱の改正について

5 協議事項

6 報告事項

- ① 四万十町少年補導センター少年補導員について
- ② 5月連休明けの児童・生徒の出席状況について
- ③ 文化的施設について

7 その他

- ① 教育委員会関係職員名簿・事務分担表について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 谷口 和史、 野中 裕子
事 務 局	浜田 章克、 味元 伸二郎、 岡 英祐、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

図書館協議会委員の任命について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和4年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき下記のとおり専決する。

令和4年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立図書館設置条例（平成18年条例第175号）第7条第2項の規定に基づく図書館協議会委員について、次のとおり任命する。

	氏 名	住 所	年 齢	備 考
(1) 学校教育 及び社会教育 の関係者	久保田 徳雄	四万十町仁井田1920番地	●●	再任

任期：令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日

【専決処分を行った理由】

本年度の図書館協議会委員については、令和4年3月臨時教育委員会（令和4年3月22日開催）において、4月の人事異動後でなければ決定できない小中学校長の代表を除き承認いただいています。

人事異動後に開催された校長会において、当協議会の委員が決定となったため、異動日の4月1日付けで専決処分を行いました。

参 考

● 四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則

(平成18年教育委員会規則第4号) 抜粋

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

● 四万十町立図書館設置条例（平成 18 年条例第 175 号） 抜粋

（図書館協議会）

第 7 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

3 委員の定数は、5 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐するとともに会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員が職務を行うために要する費用弁償については、別に定める。

四万十町図書館協議会委員

	氏 名	住 所	年 齢	備 考
(1) 学校教育及び社会教育の関係者	竹村 君子	●●●●●●	●●	再任
	刈谷 明子	●●●●●●	●●	再任
	久保田 徳雄	四万十町仁井田 1 9 2 0 番地	●●	再任
(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者	金子 仁	●●●●●●	●●	再任
(3) 学識経験のある者	武内 文治	●●●●●●	●●	再任

任期 : 令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 3 1 日

承認第2号

専決処分の承認について

影野小学校学校運営協議会委員及びアドバイザーの委嘱（変更）について、別紙のとおり四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和4年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

影野小学校運営協議会委員及びアドバイザーの委嘱について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和4年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

委員 変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(4) 学校関係者	坂 山 英 治	●●●●●●●●
(5) 学識経験を有する者	吉 門 早 苗	●●●●●●●●

アドバイザー 変更前

氏 名	勤務先・職名	住 所
安 藤 桃 子	映画監督	●●●●●●●●●●

委員 変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(4) 学校関係者	小 橋 匠	●●●●●●●●
(5) 学識経験を有する者	山 田 佳 代	●●●●●●●●

アドバイザー 変更後 委嘱は行わない。

変更日（委嘱する日）

令和4年4月1日

【専決処分を行った理由】

退職及び人事異動に伴い、後任の校長等を「学校関係者」、「学識経験を有する者」として選任するため、異動日の4月1日付けで専決処分を行いました。

また、アドバイザーについては、前年度末をもって辞職したため、しばらくの間は不在という取扱いとしています。

なお、アドバイザーとして適任者がいた場合には、改めて委嘱を行う予定です。

参 考

● 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(令和2年四万十町教育委員会規則第10号) 抜粋

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づく学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管する学校ごと（法第47条の5第1項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと）に協議会を置くように努めるものとする。

2 前項の規定による協議会の設置は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び子どもたちの健全育成に取り組むという目的を達成するために行うものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 対象学校の所在する地域住民

(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 学校関係者

(5) 学識経験を有する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

- 2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。
- 3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(基本的な方針の承認等)

第9条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標に関する事。
 - (2) 学校の経営計画に関する事。
 - (3) 学校組織の編成に関する事。
 - (4) 学校予算の編成及び執行に関する事。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項
- 2 対象学校の校長は、毎年度、法第47条の5第4項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。

(意見の聴取)

第10条 協議会は、法第47条の5第6項又は第7項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(協議会が意見を述べることができる事項)

第11条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

(意見等の把握及び情報の提供)

第12条 協議会は、児童、生徒及び保護者等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めるとともに、児童及び生徒については、必要に応じて、意見を聴くものとする。

- 2 協議会は、保護者等に対して、積極的に活動状況を公開する等、情報の提供に努めるものとする。

(教育委員会等による指導及び助言等)

第13条 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

3 教育委員会は、必要に応じ、協議会の運営及び活動に関して助言等を行う者（以下「アドバイザー」という。）を委嘱することができる。

（報酬等）

第15条 委員及びアドバイザーの報酬及び費用弁償については、四万十町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年四万十町条例第35号。以下「条例」という。）を適用するものとする。

2 委員の報酬の額は、条例別表の上記以外の非常勤の特別職の職員の規定を適用するものとし、日額1,500円とする。

3 アドバイザーの報酬の額は、条例別表の附属機関の委員等の規定を適用する。

承認第3号

専決処分の承認について

影野小学校学校運営協議会委員の委嘱（変更）について、別紙のとおり四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和4年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

影野小学校運営協議会委員及びアドバイザーの委嘱について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和4年4月25日

四万十町教育長 山脇 光章

記

委員 変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童 及び生徒の保護者	鈴 木 信太郎	●●●●●●●●
	門 松 詩 乃	●●●●●●●●

委員 変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童 及び生徒の保護者	片 岡 憲 康	●●●●●●●●
	岡 山 倫 代	●●●●●●●●

変更日（委嘱する日）

令和4年4月26日

【専決処分を行った理由】

P T A 役員の変更に伴い、後任の役員を「対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者」として選任するため、第1回学校運営協議会の開催日に合わせて専決処分を行いました。

参 考

影野小学校学校運営協議会委員名簿

学校運営協議会委員

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域 住民	浜 田 好 清	●●●●●●●●
	横 山 礼 子	●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童 及び生徒の保護者	片 岡 憲 康	●●●●●●●●
	岡 山 倫 代	●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員 その他対象学校の運営に 資する活動を行う者	西 村 秀 次	●●●●●●●●
(4) 学校関係者	小 橋 匠	●●●●●●●●
(5) 学識経験を有する者	三 宮 佳 子	●●●●●●●●
	山 田 佳 代	●●●●●●●●
	岡 田 一 水	●●●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者のほか 教育委員会が適当であると認める者		

アドバイザー

氏 名	勤務先・職名	住 所

任期 : 令和3年4月1日又は変更の日 ~ 令和5年3月31日

承認第4号

専決処分の承認について

米奥小学校学校運営協議会委員の委嘱（変更）について、別紙のとおり四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和4年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

米奥小学校学校運営協議会委員の委嘱について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和4年4月20日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項第4号及び第5号に基づく米奥小学校学校運営協議会委員について、次のとおり変更し委嘱する。

委員 変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	宮 崎 健 輔	●●●●●●

委員 変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	宮 崎 富 巳	●●●●●●

変更日（委嘱する日）

令和4年4月20日

【専決処分を行った理由】

P T A 役員の改選に伴い、後任の役員を「対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者」として選任するため、第1回学校運営協議会の開催日に合わせて専決処分を行いました。

参 考

米奥小学校学校運営協議会委員名簿

学校運営協議会委員

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域 住民	村 上 智 之	●●●●●●●●
	津 野 幸 春	●●●●●●●●
	吉 田 健 一	●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童 及び生徒の保護者	田 村 皓 哉	●●●●●●●●
	大 崎 弘 和	●●●●●●●●
	武 田 貴 彦	●●●●●●●●
	宮 崎 富 巳	●●●●●●●●
	坂 本 圭	●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員 その他対象学校の運営に 資する活動を行う者	岡 本 美 子	●●●●●●●●
(4) 学校関係者	中 越 あかね	●●●●●●●●
(5) 学識経験を有する者	岡 本 則 子	●●●●●●●●
	武 田 茂 男	●●●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者のほか 教育委員会が適当であると認める者		

アドバイザー

氏 名	勤務先・職名	住 所
内 田 純 一	高知大学教育学部教授	●●●●●●●●●●●●●●
門 田 雅 人	元米奥小学校長	●●●●●●●●●●●●●●

任期 : 令和3年4月1日又は変更の日 ~ 令和5年3月31日

議案第 1 号

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱の改正について

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱（平成 20 年四万十町教育委員会告示第 2 号）の一部を改正する告示を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 4 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱の一部を改正する告示

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱（平成 20 年四万十町教育委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 15 条関係）

種別	支給区分	金額
運営委員会委員	日額	5,000 円
コーディネーター	1 時間	高知県最低賃金の額
教育活動推進員	1 時間	高知県最低賃金の額
教育活動サポーター	1 時間	高知県最低賃金の額

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

参 考 四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○ 四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱 平成20年四万十町教育委員会告示第2号 (略)</p> <p>(運営委員会委員等の謝金)</p> <p>第15条 運営委員会の委員、コーディネーター及び教育活動推進員等に対する謝金は、別表に定める額を上限とし、当該役割の従事につき、予算の範囲内において支給する。 (略)</p> <p>別表 (第15条関係)</p> <table border="1" data-bbox="847 1180 1147 2076"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>支給区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営委員会委員</td> <td>日額</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>コーディネーター</td> <td>1時間</td> <td>高知県最低賃金の額</td> </tr> <tr> <td>教育活動推進員</td> <td>1時間</td> <td>高知県最低賃金の額</td> </tr> <tr> <td>教育活動サポーター</td> <td>1時間</td> <td>高知県最低賃金の額</td> </tr> </tbody> </table>	種別	支給区分	金額	運営委員会委員	日額	5,000円	コーディネーター	1時間	高知県最低賃金の額	教育活動推進員	1時間	高知県最低賃金の額	教育活動サポーター	1時間	高知県最低賃金の額	<p>○ 四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱 平成20年四万十町教育委員会告示第2号 (略)</p> <p>(運営委員会委員等の謝金)</p> <p>第15条 運営委員会の委員、コーディネーター及び教育活動推進員等に対する謝金は、別表に定める額を上限とし、当該役割の従事につき、予算の範囲内において支給する。 (略)</p> <p>別表 (第15条関係)</p> <table border="1" data-bbox="847 181 1147 1077"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>支給区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営委員会委員</td> <td>日額</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>コーディネーター</td> <td>1時間</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>教育活動推進員</td> <td>1時間</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>教育活動サポーター</td> <td>1時間</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	支給区分	金額	運営委員会委員	日額	5,000円	コーディネーター	1時間	800円	教育活動推進員	1時間	800円	教育活動サポーター	1時間	800円
種別	支給区分	金額																													
運営委員会委員	日額	5,000円																													
コーディネーター	1時間	高知県最低賃金の額																													
教育活動推進員	1時間	高知県最低賃金の額																													
教育活動サポーター	1時間	高知県最低賃金の額																													
種別	支給区分	金額																													
運営委員会委員	日額	5,000円																													
コーディネーター	1時間	800円																													
教育活動推進員	1時間	800円																													
教育活動サポーター	1時間	800円																													

【改正の理由】

これまで、第15条に基づき運営委員会委員等の謝金は、別表において上限を定め、コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーターの謝金については、高知県最低賃金の額を支給していましたが、令和3年10月2日から高知県最低賃金が改正され、別表に定める上限を超える額（改正前：792円、改正後：820円）となったため、改正を行うものです。

議案第2号

四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱の改正について

四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱（令和3年四万十町教育委員会告示第12号）の一部を改正する告示を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和4年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱（令和3年四万十町教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（特例措置）

2 令和4年度に限り、この要綱中「中学生海外研修事業」とあるのは「中学生海外研修（代替）事業」と読み替え、第5条中「13万円」とあるのは「1万5千円」と読み替えるものとする。

様式第1号、様式第3号及び様式第5号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱 令和3年6月15日教育委員会告示第12号</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。 (特例措置)</p> <p>2 令和4年度に限り、この要綱中「中学生海外研修事業」とあるのは「中学生海外研修(代替)事業」と読み替え、第5条中「13万円」とあるのは「1万5千円」と読み替えるものとする。</p>	<p>○四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱 令和3年6月15日教育委員会告示第12号</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、令和3年7月1日から施行する。</p>
様式第1号(第6条関係)	様式第1号(第6条関係)

改正後	改正前
四万十町教育長 様 申請者（保護者）住所 四万十町 氏名 _____ 四万十町中学生海外研修事業費補助金交付申請書 四万十町中学生海外研修事業費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱 第5条の規定により下記のとおり申請します。	四万十町教育長 様 申請者（保護者）住所 四万十町 氏名 _____ ⑩ 四万十町中学生海外研修事業費補助金交付申請書 四万十町中学生海外研修事業費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱 第5条の規定により下記のとおり申請します。
記 1 対象生徒の通学する学校名及び生徒氏名 _____ (学校名) _____ (生徒氏名) 2 交付申請額 _____円 3 添付書類 <input type="checkbox"/> 同意書（別紙） <input type="checkbox"/> 高幡広域市町村圏事務組合が実施する研修に参加できる書類	記 1 対象生徒の通学する学校名及び生徒氏名 _____ (学校名) _____ (生徒氏名) 2 交付申請額 _____円 3 添付書類 <input type="checkbox"/> 同意書（別紙） <input type="checkbox"/> 高幡広域市町村圏事務組合が実施する研修に参加できる書類

改正後	
別紙	年 月 日
四万十町教育長 様	住 所 _____
	氏 名 _____
同 意 書	
<p>私は、四万十町中学生海外研修事業費補助金の交付の申請に当たり、下記の同意事項について同意します。</p>	
<p>【同意事項】</p>	
<p>1 この補助金の交付に係る手続きを適正に行うため、住民登録の状況や納税状況などの必要な情報を教育長が関係機関から取得すること。</p>	
<p>2 四万十町補助金等交付規則第4条第3項に規定する排除措置対象者でないことを警察署に照会すること。</p>	
同一の世帯に属する者の署名欄	
<p>私は、上記同意事項について同意します。</p>	
氏名 _____	氏名 _____
氏名 _____	氏名 _____
様式第3号（第8条関係）	

改正前	
別紙	年 月 日
四万十町教育長 様	住 所 _____
	氏 名 _____ (印)
同 意 書	
<p>私は、四万十町中学生海外研修事業費補助金の交付の申請に当たり、下記の同意事項について同意します。</p>	
<p>【同意事項】</p>	
<p>1 この補助金の交付に係る手続きを適正に行うため、住民登録の状況や納税状況などの必要な情報を教育長が関係機関から取得すること。</p>	
<p>2 四万十町補助金等交付規則第4条第3項に規定する排除措置対象者でないことを警察署に照会すること。</p>	
同一の世帯に属する者の署名欄	
<p>私は、上記同意事項について同意します。</p>	
氏名 _____ (印)	氏名 _____ (印)
氏名 _____ (印)	氏名 _____ (印)
様式第3号（第8条関係）	

改正後	改正前
<p>四万十町教育長 様</p> <p>申請者 (保護者) 住 所 四万十町</p> <p>氏 名 _____</p> <p>四万十町中学生海外研修事業費補助金実績報告書</p> <p>年 月 日 付け四万十町教委指令第 号で交付決定のあった四万十町中学生海外研修事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり実績を報告します。</p> <p>1 実績</p> <p>記</p> <p>2 添付書類</p> <p><input type="checkbox"/> 研修参加費の納付が確認できる領収書の写し</p> <p>様式第5号 (第10条関係)</p>	<p>年 月 日</p> <p>四万十町教育長 様</p> <p>申請者 (保護者) 住 所 四万十町</p> <p>氏 名 _____</p> <p>四万十町中学生海外研修事業費補助金実績報告書</p> <p>年 月 日 付け四万十町教委指令第 号で交付決定のあった四万十町中学生海外研修事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり実績を報告します。</p> <p>1 実績</p> <p>記</p> <p>2 添付書類</p> <p><input type="checkbox"/> 研修参加費の納付が確認できる領収書の写し</p> <p>様式第5号 (第10条関係)</p>

改正後

年 月 日

四万十町教育長 様

申請者 (保護者) 住 所 四万十町

氏 名

四万十町中学生海外研修事業費補助金請求書

年 月 日 付け四万十町教委達第 号で確定通知のあった四万十町中学生海外研修事業費補助金について、下記の金額を請求します。

記

1. 請求金額

円

2. 振込先

フリガナ	
口座名義人	
金融機関名	(支店名)
口座種別及び口座番号	普通・当座

改正前

年 月 日

四万十町教育長 様

申請者 (保護者) 住 所 四万十町

氏 名

四万十町中学生海外研修事業費補助金請求書

年 月 日 付け四万十町教委達第 号で確定通知のあった四万十町中学生海外研修事業費補助金について、下記の金額を請求します。

記

1. 請求金額

円

2. 振込先

フリガナ	
口座名義人	
金融機関名	(支店名)
口座種別及び口座番号	普通・当座

【改正の理由】

この四万十町中学生海外研修事業補助金については、これまで高幡広域市町村圏事務組合において、高幡地域の未来を担う中学生に、海外生活の体験を通し、広い視野と判断力、行動力のある地域リーダーを育成するとともに、国際交流、圏域内の人的ネットワークの形成を図ることを目的に。同組合を構成する市町村の中学生を対象に実施されてきた「中学生海外研修事業」への参加に要する負担を軽減し、積極的な参加を促進するための補助金制度です。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、「中学生海外研修事業」は中止となっており、本年度についても海外での研修は実施されないこととなっていますが、本年度は、代替事業として沖縄県での研修が行われることとなっています。

このことから、本年度に限り実施される代替事業への参加に要する負担を軽減し、積極的な参加を促進するため、この要綱中の「中学生海外研修事業」を「中学生海外研修(代替)事業」と読み替える規定を附則に追加する改正をしようとするものです。

また、合わせて、押印の見直しに伴い、様式(様式第1号、様式第3号及び様式第5号)中の申請者等に係る「㊟」を削除します。

